

# 「市町村共済の団体保険」 中途加入用読み替え表

令和6年9月1日加入（本更新）時に使用した正規パンフレットを以下内容に読み替えて、令和7年3月1日加入のパンフレットといたします。以下内容をご確認いただきお申込みをご検討ください。 制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

## 【中途加入PR対象制度】

- ・遺族保障保険
- ・遺族保障プレミアム80
- ・三大疾病保険 ※令和7年3月末にご退職される方は、令和7年4月以降はご継続いただけません。
- ・短期療養サポート保険
- ・長期療養サポート保険
- ・医療保障保険（基本部分）（先進部分）（充実部分）（通院部分）

※長期継続保障保険、入院医療費支援保険、傷害保険については、今回ご加入いただけませんのでご注意ください。

## 意向確認【ご加入前のご確認】

遺族保障保険 遺族保障プレミアム80 三大疾病保険 短期療養サポート保険 医療保障保険(基本部分) 医療保障保険(先進部分)	ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み（新規加入）ください。
長期療養サポート保険 医療保障保険(充実部分) 医療保障保険(通院部分)	ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

申込締切日

令和6年11月13日（水）

責任開始期（加入日）

令和7年3月1日（土）

加入手続きに関するお問い合わせは・・・



0120-076-669

制度引受会社・取扱代理店  
(明治安田生命保険相互会社内)

(令和6年9月27日（金）～11月13日（水）の間〔土・日・祝日を除く〕A.M. 9:00～P.M. 5:00まで受付)

照会受付期間後は078-252-2270まで

岡山県市町村職員共済組合

商品	項目	正規パンフレット	記載ページ	読み替え内容	
共通	申込締切日	令和6年5月10日(金)	表紙	⇒ 令和6年11月13日(水)	
	責任開始期 (加入日)	令和6年9月1日(日)	表紙	⇒ 令和7年3月1日(土)	
	お問い合わせ先	0120-076-669 制度引受会社・取扱代理店 (明治安田生命内) (令和6年2月27日(火)～5月17日(金)の間 [土・日・祝日を除く]A.M.9:00～P.M.5:00まで 受付) 照会受付期間終了後は078-252-2270まで	表紙	⇒ 0120-076-669 制度引受会社・取扱代理店(明治安田生命保険相互会社内) (令和6年9月27日(金)～11月13日(水)の間 [土・日・祝日を除く]A.M.9:00～P.M.5:00まで 受付) 照会受付期間終了後は078-252-2270まで	
	商品の名称	遺族保障保険・遺族保障プレミアム80・長期 継続保障保険・三大疾病保険・短期療養サ ポート保険・長期療養サポート保険・医療保 障保険(基本部分)・医療保障保険(充実部 分)・医療保障保険(先進部分)・医療保障 保険(通院部分)・入院医療費支援保険・傷 害保険	-	⇒ 遺族保障保険・遺族保障プレミアム80・三大疾 病保険・短期療養サポート保険・長期療養サ ポート保険・医療保障保険(基本部分)・医療保 障保険(充実部分)・医療保障保険(先進部 分)・医療保障保険(通院部分) ※長期継続保障保険・入院医療費支援保険・ 傷害保険は中途加入ではお取り扱いいたしま せん。	
	加入資格 ご加入いただける方	—	—	p.35～40	⇒ 今回のご案内につきまして以下のお取り扱いは できませんのでご注意願います。 ・既に本制度に加入している方(配偶者・子ども を含みます)のコース(保険金額)変更 ・既に本制度に加入している方の配偶者・こど も・親の追加加入
					p.37
	保険期間	1年間(令和6年9月1日～令和7年8月31日) で、以降毎年更新します。	p.41	⇒ 【遺族保障保険・遺族保障プレミアム80・短期療 養サポート保険・長期療養サポート保険・医療 保障保険(基本部分)・医療保障保険(充実部 分)・医療保障保険(先進部分)・医療保障保険 (通院部分)】 6か月間(令和7年3月1日～令和7年8月31日) で、以降1年ごとに更新します。  ⇒ 【三大疾病保険】 1年間(令和7年3月1日～令和8年2月28日)	
	保険料の払込	毎月の給与から控除します。(初回は令和6 年8月分給与より) ※ボーナス時保険料(遺族保障保険・遺族 保障プレミアム80)については、年2回の ボーナス(12月と6月)より控除します。(初回 ボーナス時保険料は令和6年12月分ボナ スより控除します。)	p.41	⇒ 毎月の給与から控除します。 (初回は令和7年2月分給与より)	
申込方法	(長期継続保障保険) 所定の申込書に必要事項を記入、押印のう え、ご提出ください。  (遺族保障保険、遺族保障プレミアム80、短 期療養サポート保険、長期療養サポート保 険、三大疾病保険、医療保障保険、入院医 療費支援保険、傷害保険) 所定の申込書に必要事項を記入・押印のう え、ご提出ください。継続する場合は、自動 更新となりますので手続きは不要です。ま た、申込書の提出がない場合も自動更新と なります。	p.42	⇒ (遺族保障保険・遺族保障プレミアム80・三大疾 病保険・短期療養サポート保険・長期療養サ ポート保険・医療保障保険(基本部分)・医療保 障保険(充実部分)・医療保障保険(先進部 分)・医療保障保険(通院部分)) 所定の申込書に必要事項を記入・押印のう え、ご提出ください。 ご注意: 今回のご案内は、新規加入のご案内で す。それぞれの制度について、既にご加入い ただいている方のコース(保険金額)変更および ご家族の追加加入のお取り扱いはできません ので、ご注意願います。		

商品	項目	正規パンフレット	記載ページ	読み替え内容
遺族保障保険 遺族保障プレミアム80	ボーナス給付の 取扱い	—	—	⇒ 半年払保険部分(ボーナス給付)への中途加入 はお取扱いできません。
遺族保障保険	保険料	記載の保険料は概算保険料であって正規 保険料は申込締切後3カ月以内に算出し概 算保険料と異なった場合は初回に遡って精 算致します。	p.6.8	⇒ パンフレット記載の保険料が変更になっていま す。当冊子p.4の確定保険料表をご覧ください。
遺族保障プレミアム80		記載の保険料は概算保険料であって正規 保険料は申込締切後3カ月以内に算出し概 算保険料と異なった場合は初回に遡って精 算致します。	p.10.12.14	⇒ 記載の保険料は、正規保険料です。 なお、今後の基礎率などの改定により保険料は 改定されることがあります。
医療保障保険 (基本部分)		上記基本部分(医療保障保険)は加入者が 1,000名以上、先進部分は加入者が3,000名 以上4,999名以下の場合の保険料です。した がって実際の加入者数が異なれば上記保 険料は異なりますので、その場合は初回に 遡って正規保険料を適用させていただきます ます。	p.29	⇒ 記載の保険料は、正規保険料です。 なお、今後の基礎率などの改定により保険料は 改定されることがあります。
医療保障保険 (先進部分)			p.29	⇒ 記載の保険料は、正規保険料です。 なお、今後の基礎率などの改定により保険料は 改定されることがあります。
三大疾病保険		月額保険料表	p.23.24	⇒ 当冊子p.5ページの月額保険料表をご覧くださ い。 ※キャッシュバックの対象となるのは令和7年9 月1日以降の契約の保険料です。令和7年9月1 日以降1年間ご加入された方が対象です。
医療保障保険 (充実部分)		上記充実部分、親介護部分(医療保険)の 保険料は、概算保険料です。適用となる保 険料は変動する可能性があります。	p.29.30	⇒ 保険料は、確定保険料です。
医療保障保険 (通院部分)		上記通院部分(普通傷害保険)の保険料 は、概算保険料です。適用となる保険料は 変動する可能性があります。	p.30	⇒ 保険料は、確定保険料です。
短期療養サポート保険		記載の保険料は加入者が1,000名以上 2,999名以下の場合の保険料です。したが って実際の加入者数が異なれば上記保険料 は異なりますので、その場合は初回に遡 って正規保険料を適用させていただきます ます。	p.16	⇒ 記載の保険料は、正規保険料です。 なお、今後の基礎率などの改定により保険料は 改定されることがあります。
長期療養サポート保険		上記保険料は、概算保険料です。 <u>適用とな る保険料は変動する可能性があります。</u>	p.18	⇒ パンフレット記載の保険料が変更になっていま す。当冊子p.6の確定保険料表をご覧ください。
遺族保障保険 遺族保障プレミアム80 短期療養サポート保険 医療保障保険 (基本部分)		配当金	遺族保障保険、遺族保障プレミアム80、短 期療養サポート保険、医療保障保険(基本 部分)は1年ごとに収支計算を行い、剰余金 が生じた場合は配当金としてお返す仕 組みになっています。	p.2.4
	1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた 場合、配当金としてお返します。		p.5.9.15	
	この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余 金が生じた場合は配当金としてお返す 仕組みになっています。		p.41	
三大疾病保険	中途契約の 取扱い	—	—	⇒ この制度は、岡山市町村職員共済組合を契 約者とし、令和7年3月1日を契約応当日とした 集団扱の保険契約です。 この制度にお申し込まれた方は、令和7年9 月1日より、同一契約者で、同種類、同額の、別 の集団扱の保険契約に、スケールメリットの拡 大を目的として移行することとなります。(その 際、今回お申し込まれた契約は解約されたも のとして取り扱います。ただし、解約返戻金はあ りません。) なお、割引率の変更等により、保険料が変動す る場合があります。

# 遺族保障保険

## <遺族保障保険コース別保障内容>

### ◎月額給付

#### 本人

(死亡・高度障害のとき)

申込コース	年金原資 死亡・高度障害保険金	年齢 受取期間	15歳～30歳	31歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～70歳
			30年	30年	30年	25年	20年	15年
N	4,500万円	年金月額	約 14.2 万円	約 14.2 万円	約 14.2 万円	約 16.6 万円	約 20.3 万円	約 26.5 万円
			受取総額	約 5,130 万円	約 5,130 万円	約 5,130 万円	約 5,006 万円	約 4,887 万円
L	4,000万円	年金月額	約 12.6 万円	約 12.6 万円	約 12.6 万円	約 14.8 万円	約 18.1 万円	約 23.5 万円
			受取総額	約 4,560 万円	約 4,560 万円	約 4,560 万円	約 4,450 万円	約 4,344 万円
M	3,500万円	年金月額	約 11.0 万円	約 11.0 万円	約 11.0 万円	約 12.9 万円	約 15.8 万円	約 20.6 万円
			受取総額	約 3,990 万円	約 3,990 万円	約 3,990 万円	約 3,893 万円	約 3,801 万円
A	3,000万円	年金月額	約 11.1 万円	約 11.1 万円	約 11.1 万円	約 13.5 万円	約 17.6 万円	約 25.8 万円
			受取総額	約 3,337 万円	約 3,337 万円	約 3,337 万円	約 3,258 万円	約 3,181 万円
B	2,700万円	年金月額	約 10.0 万円	約 10.0 万円	約 10.0 万円	約 12.2 万円	約 15.9 万円	約 23.2 万円
			受取総額	約 3,003 万円	約 3,003 万円	約 3,003 万円	約 2,932 万円	約 2,863 万円
C	2,400万円	年金月額	約 8.9 万円	約 8.9 万円	約 8.9 万円	約 10.8 万円	約 14.1 万円	約 20.7 万円
			受取総額	約 2,670 万円	約 2,670 万円	約 2,670 万円	約 2,606 万円	約 2,545 万円
D	2,100万円	年金月額	約 7.7 万円	約 7.7 万円	約 7.7 万円	約 9.5 万円	約 12.3 万円	約 18.1 万円
			受取総額	約 2,336 万円	約 2,336 万円	約 2,336 万円	約 2,280 万円	約 2,227 万円
E	1,800万円	年金月額	約 6.6 万円	約 6.6 万円	約 6.6 万円	約 8.1 万円	約 10.6 万円	約 15.5 万円
			受取総額	約 2,002 万円	約 2,002 万円	約 2,002 万円	約 1,954 万円	約 1,908 万円
F	1,500万円	年金月額	約 5.5 万円	約 5.5 万円	約 5.5 万円	約 6.7 万円	約 8.8 万円	約 12.9 万円
			受取総額	約 1,668 万円	約 1,668 万円	約 1,668 万円	約 1,629 万円	約 1,590 万円
G	1,200万円	年金月額	約 4.4 万円	約 4.4 万円	約 4.4 万円	約 5.4 万円	約 7.0 万円	約 10.3 万円
			受取総額	約 1,335 万円	約 1,335 万円	約 1,335 万円	約 1,303 万円	約 1,272 万円
H	900万円	年金月額	約 3.3 万円	約 3.3 万円	約 3.3 万円	約 4.0 万円	約 5.3 万円	約 7.7 万円
			受取総額	約 1,001 万円	約 1,001 万円	約 1,001 万円	約 977 万円	約 954 万円
I	600万円	年金月額	約 2.2 万円	約 2.2 万円	約 2.2 万円	約 2.7 万円	約 3.5 万円	約 5.1 万円
			受取総額	約 667 万円	約 667 万円	約 667 万円	約 651 万円	約 636 万円
J	300万円	年金月額	約 1.1 万円	約 1.1 万円	約 1.1 万円	約 1.3 万円	約 1.7 万円	約 2.5 万円
			受取総額	約 333 万円	約 333 万円	約 333 万円	約 325 万円	約 318 万円
K	200万円	年金月額	約 1.1 万円	約 1.1 万円	約 1.1 万円	約 1.1 万円	約 1.1 万円	約 1.7 万円
			受取総額	約 212 万円	約 212 万円	約 212 万円	約 212 万円	約 212 万円

#### 配偶者

(死亡・高度障害のとき)

申込コース	年金原資 死亡・高度障害保険金	受取期間		
		10年	5年	
1800万円	1,800万円	年金月額	約 15.5 万円	約 30.3 万円
		受取総額	約 1,863 万円	約 1,818 万円
1500万円	1,500万円	年金月額	約 12.9 万円	約 25.2 万円
		受取総額	約 1,552 万円	約 1,515 万円
1200万円	1,200万円	年金月額	約 10.3 万円	約 20.2 万円
		受取総額	約 1,242 万円	約 1,212 万円
900万円	900万円	年金月額	約 7.7 万円	約 15.1 万円
		受取総額	約 931 万円	約 909 万円
800万円	800万円	年金月額	約 6.9 万円	約 13.4 万円
		受取総額	約 828 万円	約 808 万円
600万円	600万円	年金月額	約 5.1 万円	約 10.1 万円
		受取総額	約 621 万円	約 606 万円
300万円	300万円	年金月額	約 2.5 万円	約 5.0 万円
		受取総額	約 310 万円	約 303 万円
200万円	200万円	年金月額	約 1.7 万円	約 3.3 万円
		受取総額	約 207 万円	約 202 万円

#### 子ども

(死亡・高度障害のとき)

申込コース	年金原資 死亡・高度障害保険金	受取月額	受取期間	受取総額
400万円	400万円	—	—	一時金のみ受け取り
300万円	300万円			
200万円	200万円			
100万円	100万円			

子どもについては一時金のみでの取扱いです。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。※年金月額が、年1回受取りのとき年金月額が12万円未満、または年金基金が50万円未満となる場合および年2回・4回受取りのとき年金月額が36万円未満となる場合はお取り扱いできません。※配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。※配偶者、子どもの保険金額は、本人の保険金額と同額以下にしてください。※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者、子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者、子どもは同時に脱退となります。※子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。

## <遺族保障保険 保険金額と保険料> 保険料は、確定保険料です。

### ◎月額保険料

本人			(単位:円)							
申込コース	年金原資 死亡・高度障害保険金	性別	15～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳
			N	4,500	男性	5,625	6,120	6,885	8,190	9,495
		女性	5,040	5,805	6,165	7,335	8,280	9,225	10,575	12,375
L	4,000	男性	5,000	5,440	6,120	7,280	8,440	10,320	13,440	17,600
		女性	4,480	5,160	5,480	6,520	7,360	8,200	9,400	11,000
M	3,500	男性	4,375	4,760	5,355	6,370	7,385	9,030	11,760	15,400
		女性	3,920	4,515	4,795	5,705	6,440	7,175	8,225	9,625
A	3,000	男性	3,750	4,080	4,590	5,460	6,330	7,740	10,080	13,200
		女性	3,360	3,870	4,110	4,890	5,520	6,150	7,050	8,250
B	2,700	男性	3,375	3,672	4,131	4,914	5,697	6,966	9,072	11,880
		女性	3,024	3,483	3,699	4,401	4,968	5,535	6,345	7,425
C	2,400	男性	3,000	3,264	3,672	4,368	5,064	6,192	8,064	10,560
		女性	2,688	3,096	3,288	3,912	4,416	4,920	5,640	6,600
D	2,100	男性	2,625	2,856	3,213	3,822	4,431	5,418	7,056	9,240
		女性	2,352	2,709	2,877	3,423	3,864	4,305	4,935	5,775
E	1,800	男性	2,250	2,448	2,754	3,276	3,798	4,644	6,048	7,920
		女性	2,016	2,322	2,466	2,934	3,312	3,690	4,230	4,950
F	1,500	男性	1,875	2,040	2,295	2,730	3,165	3,870	5,040	6,600
		女性	1,680	1,935	2,055	2,445	2,760	3,075	3,525	4,125
G	1,200	男性	1,500	1,632	1,836	2,184	2,532	3,096	4,032	5,280
		女性	1,344	1,548	1,644	1,956	2,208	2,460	2,820	3,300
H	900	男性	1,125	1,224	1,377	1,638	1,899	2,322	3,024	3,960
		女性	1,008	1,161	1,233	1,467	1,656	1,845	2,115	2,475
I	600	男性	750	816	918	1,092	1,266	1,548	2,016	2,640
		女性	672	774	822	978	1,104	1,230	1,410	1,650
J	300	男性	375	408	459	546	633	774	1,008	1,320
		女性	336	387	411	489	552	615	705	825
K	200	男性	250	272	306	364	422	516	672	880
		女性	224	258	274	326	368	410	470	550

配偶者			(単位:円)							
申込コース	年金原資 死亡・高度障害保険金	性別	18～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳
			1,800	1,800	男性	2,250	2,448	2,754	3,276	3,798
		女性	2,016	2,322	2,466	2,934	3,312	3,690	4,230	4,950
1,500	1,500	男性	1,875	2,040	2,295	2,730	3,165	3,870	5,040	6,600
		女性	1,680	1,935	2,055	2,445	2,760	3,075	3,525	4,125
1,200	1,200	男性	1,500	1,632	1,836	2,184	2,532	3,096	4,032	5,280
		女性	1,344	1,548	1,644	1,956	2,208	2,460	2,820	3,300
900	900	男性	1,125	1,224	1,377	1,638	1,899	2,322	3,024	3,960
		女性	1,008	1,161	1,233	1,467	1,656	1,845	2,115	2,475
800	800	男性	1,000	1,088	1,224	1,456	1,688	2,064	2,688	3,520
		女性	896	1,032	1,096	1,304	1,472	1,640	1,880	2,200
600	600	男性	750	816	918	1,092	1,266	1,548	2,016	2,640
		女性	672	774	822	978	1,104	1,230	1,410	1,650
300	300	男性	375	408	459	546	633	774	1,008	1,320
		女性	336	387	411	489	552	615	705	825
200	200	男性	250	272	306	364	422	516	672	880
		女性	224	258	274	326	368	410	470	550

子ども		
400	400	一律 280円(3歳～22歳)
300	300	一律 210円(3歳～22歳)
200	200	一律 140円(3歳～22歳)
100	100	一律 70円(3歳～22歳)

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳＝令和6年9月1日現在満39歳6カ月を超え満40歳6カ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。 ※いずれか1種類を選んでください。 ※遺族保障保険は主契約(新・団体定期保険)と特約(半年払保険料併用特約・年金払特約・子ども特約)をセットしたものです。 ※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。 ※半年払保険部分(ボーナス給付)への中途加入はお取扱いできません。

◎月額保険料 <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額500万円、300万円、100万円>

(単位:円)

男性													
本人・配偶者													
申込保険金額	500万円				300万円				100万円				
	年齢 【保険年齢】	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内 新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内 新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内 新生物保障特約	合計保険料
		500万円	250万円	50万円		300万円	150万円	30万円		100万円	50万円	10万円	
15歳	685	250	60	995	411	150	36	597	137	50	12	199	
16~20歳	890	325	65	1,280	534	195	39	768	178	65	13	256	
21~25歳	1,145	350	65	1,560	687	210	39	936	229	70	13	312	
26~30歳	1,170	400	70	1,640	702	240	42	984	234	80	14	328	
31~35歳	1,415	525	80	2,020	849	315	48	1,212	283	105	16	404	
36~40歳	1,870	675	100	2,645	1,122	405	60	1,587	374	135	20	529	
41~45歳	2,540	975	150	3,665	1,524	585	90	2,199	508	195	30	733	
46~50歳	4,155	1,700	235	6,090	2,493	1,020	141	3,654	831	340	47	1,218	
51~55歳	6,810	2,700	360	9,870	4,086	1,620	216	5,922	1,362	540	72	1,974	
56~60歳	10,590	4,600	620	15,810	6,354	2,760	372	9,486	2,118	920	124	3,162	
61~64歳	16,435	7,325	1,135	24,895	9,861	4,395	681	14,937	3,287	1,465	227	4,979	

(単位:円)

女性													
本人・配偶者													
申込保険金額	500万円				300万円				100万円				
	年齢 【保険年齢】	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内 新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内 新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内 新生物保障特約	合計保険料
		500万円	250万円	50万円		300万円	150万円	30万円		100万円	50万円	10万円	
15歳	660	275	60	995	396	165	36	597	132	55	12	199	
16~20歳	765	325	75	1,165	459	195	45	699	153	65	15	233	
21~25歳	890	375	125	1,390	534	225	75	834	178	75	25	278	
26~30歳	1,095	500	160	1,755	657	300	96	1,053	219	100	32	351	
31~35歳	1,505	725	225	2,455	903	435	135	1,473	301	145	45	491	
36~40歳	2,150	1,100	305	3,555	1,290	660	183	2,133	430	220	61	711	
41~45歳	3,080	1,825	400	5,305	1,848	1,095	240	3,183	616	365	80	1,061	
46~50歳	3,850	2,375	500	6,725	2,310	1,425	300	4,035	770	475	100	1,345	
51~55歳	4,995	3,025	515	8,535	2,997	1,815	309	5,121	999	605	103	1,707	
56~60歳	6,125	4,025	595	10,745	3,675	2,415	357	6,447	1,225	805	119	2,149	
61~64歳	8,640	4,775	805	14,220	5,184	2,865	483	8,532	1,728	955	161	2,844	

※上記は保険期間1年、集団扱月払の保険料です。

※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=令和7年3月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで。

※この制度の保険料は年単位の契約当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の保険料は主契約の総保険金額10億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約当日より正規保険料を適用します。

※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

※加入日以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。

※本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

# 長期療養サポート保険 保険料は、確定保険料です。

## ◎月額保険料

(単位:円)

年齢【満年齢】	免責期間	補償対象期間	保険金月額5万円(5コース)		保険金月額10万円(10コース)	
			男性	女性	男性	女性
15～24歳	560日	65歳	338	230	676	460
25～29歳			353	302	706	604
30～34歳			381	404	762	808
35～39歳			472	595	945	1,189
40～44歳			710	961	1,420	1,921
45～49歳			1,040	1,380	2,081	2,760
50～54歳			1,481	1,821	2,962	3,641
55～59歳		3年	984	1,045	1,968	2,089
60～64歳	1,716		1,614	3,432	3,228	

<制度正式名称>

遺族保障保険：半年払保険料併用特約付年金払特約付こども特約付新・団体定期保険【生命保険】

遺族保障プレミアム80：半年払保険料併用特約付年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】

短期療養サポート保険：特定精神障害給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】

長期療養サポート保険：精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】

三大疾病保険：健康サポート・キャッシュバック特約（集団定期用）付7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付 集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）【生命保険】

医療保障保険（基本部分）：短期入院特約付家族特約付医療保障保険（団体型）【生命保険】

医療保障保険（先進部分）：家族特約付疾病入院給付特約付災害入院給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】

医療保障保険（充実部分）：医療保険【損害保険】

医療保障保険（通院部分）：熱中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約付普通傷害保険【損害保険】

入院医療費支援保険：医療保険【損害保険】

傷害保険：熱中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約付入院保険金および手術保険金支払日数延長特約（365日用）付普通傷害保険【損害保険】

長期継続保障保険：リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険（Ⅱ型）【生命保険】

<引受保険会社>

明治安田生命保険相互会社 関西公法人部法人営業第一部  
〒651-0086

兵庫県神戸市中央区磯上通8-3-5 明治安田生命神戸ビル5階  
TEL 078-252-2270 (受付時間 9:00~17:00 除土日・祝日)